

山口市芸術家育成支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において将来一層の活躍が期待される芸術家に対して、多様化する芸術思考や表現など創作活動の支援並びに発表機会の提供などを行うことにより、芸術家の育成を支援することを目的とした山口市芸術家育成支援事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 創作活動支援
 - (2) 発表機会提供支援
 - (3) 広報支援
 - (4) 地域活動に対する支援
 - (5) その他市長が必要と認める支援
- 2 前項第1号に定める創作活動支援として、本市にやまぐち新進アーティスト大賞（以下「大賞」という。）を設ける。
- 3 大賞は、賞状及び副賞50万円とする。
- 4 第1項第2号に定める発表機会提供支援は、大賞受賞者に対する展覧会の開催支援とする。
- 5 第1項第3号に定める広報支援は、前項に定める展覧会開催の広報に対する支援とする。
- 6 第1項第4号に定める地域活動に対する支援は、大賞受賞者が本市において行う地域貢献活動の側面的支援とする。
- 7 第1項第5号に定めるその他市長が必要と認める支援は、事業を効果的に実施するために必要な芸術家に対するその他の支援とする。

(賞の愛称)

第3条 事業は、美術教育に力を注いできた故田口克己氏からの寄付により、事業の具現化が図られたことから、大賞の愛称を「田口克己賞」とする。

(運営協議会の設置)

第4条 事業の円滑な運営を図るため、山口市芸術家育成支援事業運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 事業の内容に関すること。
- (2) 事業の啓発に関すること。
- (3) 第10条に定める委員の推薦に関すること。

(組織)

第6条 協議会は、次の要件を満たす者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 芸術分野における識見者
- (2) 文化団体関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第7条 委員の任期は、2年以内とする。

2 委員に欠員を生じた場合には、その後任として委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第8条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(会議)

第9条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長が努める。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(審査委員会の設置)

第10条 第2条第2項に定める賞の審査を行うため、山口市芸術家育成支援事業審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

(庶務)

第11条 本事業の実施に関する庶務は、山口市交流創造部文化交流課が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。